

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照表

○ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（受給資格の認定及び通知等）</p> <p>第三条 法第四条に規定する認定の申請は、同条に規定する者（以下この項において「受給資格者」という。）が、様式第一号による申請書に、保護者等（令第一条第二項に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ。）又は課税証明書等（令第一条第二項に規定する市町村民税所得割の額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。第十条第二項及び第十一条第三項において同じ。）を添付して、当該受給資格者が在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程。次項及び第十一条第四項において同じ。）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。</p>	<p>（受給資格の認定及び通知等）</p> <p>第三条 法第四条に規定する認定の申請は、同条に規定する者（以下この項において「受給資格者」という。）が、様式第一号による申請書に、保護者等（令第一条第二項に規定する保護者等をいう。第十条第二項及び第十一条第二項において同じ。）の課税証明書等（令第一条第二項に規定する市町村民税所得割の額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。第十条第二項及び第十一条第二項において同じ。）を添付して、当該受給資格者が在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程。次項及び第十一条第三項において同じ。）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。</p>

2・3 (略)

(就学支援金の支給の停止)

第十条 法第八条第一項の規定による申出は、受給権者が、様式第二号による申出書を支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

2 法第八条第一項の規定による申出をした受給権者は、令第五条第一項に規定する場合に該当しなくなったときは、様式第三号による申出書に、収入状況届出書等(様式第一号による届出書に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付したもの)をいう。次条第一項及び第三項において同じ。)を添付して、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書を提出している場合にあつては、当該申出書のみを提出すれば足りる。

3 (略)

(収入の状況の届出等)

第十一条 法第十七条に規定する届出は、受給権者が、毎年度、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。ただし、この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあつては、この限りでない。

2 法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている場合にあつては、法十七条に規定する届出は、前項本文の規定にかかわらず

2・3 (略)

(就学支援金の支給の停止)

第十条 法第八条第一項の規定による申出は、受給権者が、様式第二号による申出書を支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

2 法第八条第一項の規定による申出をした受給権者は、令第五条第一項に規定する場合に該当しなくなったときは、様式第三号による申出書に、収入状況届出書等(様式第一号による届出書に保護者等の課税証明書等を添付したもの)をいう。次条第一項及び第二項において同じ。)を添付して、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、この省令の規定により既に保護者等の課税証明書を提出している場合にあつては、当該申出書のみを提出すれば足りる。

3 (略)

(収入の状況の届出等)

第十一条 法第十七条に規定する届出は、受給権者が、毎年度、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。ただし、法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている場合にあつては、前条第二項の規定により行うものとする。

(新設)

、前条第二項の規定により行うものとする。

3| 第一項の規定にかかわらず、受給権者（法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている者を除く。以下この項において同じ

。）は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に提出しなければならない。ただし、この省令の規定により既に当該保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出している場合にあつては、これを添付することを要しない。

4| 都道府県知事は、前各項の規定による届出があつた場合において、当該届出を行った者が法第三条第二項第三号に該当すると認めたときは、その旨をその者に対し、その者が在学する高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

様式第一号（第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第3項まで関係）

（別紙）

2| 前項の規定にかかわらず、受給権者（法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている者を除く。以下この項において同じ。

。）は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に提出しなければならない。ただし、この省令の規定により既に当該保護者等の課税証明書等を提出している場合にあつては、これを添付することを要しない。

3| 都道府県知事は、前二項の規定による届出があつた場合において、当該届出を行った者が法第三条第二項第三号に該当すると認めたときは、その旨をその者に対し、その者が在学する高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

様式第一号（第3条第1項、第10条第2項並びに第11条第1項及び第2項関係）

（別紙）